

## 平成30年第3回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年6月4日(平成30年5月24日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成30年6月4日(月) 午前 9時30分  
散会 午前11時40分

### 4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

## 平成30年第3回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年6月4日(月)午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第3号 平成29年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解 給水管の漏水)

報告第5号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解 フェンスの損害)

報告第6号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解 車輛の損害)

報告第7号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解 車輛の損害)

報告第8号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解 建物の損害)

報告第9号 例月現金出納検査結果報告について

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 財産の取得について (スクールバス購入)

日程第6 議案の上程、説明

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて (邑南町税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて  
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度邑南町一般会計補正予算第11号)
- 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号)
- 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号)
- 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号)
- 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号)
- 議案第55号 邑南町税条例等の一部改正について
- 議案第56号 邑南町三江線跡地活用基金条例の制定について
- 議案第57号 財産の取得について (小型動力ポンプ付積載車購入)
- 議案第58号 平成30年度邑南町一般会計補正予算第1号について
- 議案第59号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第60号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第61号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

#### 日程第7 陳情文書表

- 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第2号 いわみスタジアムのスコアボード表示装置の改修を求める陳情

## 平成30年第3回 邑南町議会定例会(第1日目)会議録

【平成30年6月4日(月)】

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第3回邑南町議会定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番亀山議員、13番石橋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、6月4日から6月14日までの11日間としたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、6月4日から6月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 行政報告

- 山中議長(山中康樹) 日程第3、行政報告。これより、町長に行政報告を行っていただきます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 平成30年第3回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

まず始めに、4月9日の島根県西部を震源とする地震について申し上げます。4月9日に発生しました島根県西部を震源とする地震につきましては、大田市を中心に家屋被害が多数発生いたしました。この地震により被害にあわれました皆様には心からお見舞い申し上げます。本町では瑞穂支所での計測震度3.9が最大でして、これを受け、1時32分に災害準備体制を設け対応しております。この地震による本町での被害は、住家被害が2件、施設関係が4件、いずれも外壁にひびが入ったり、雨どいが落下するなどの小規模なもので大きな被害はございませんでした。また道路につきましては県道邑南高宮線で落石があり現在も通行止めとなっております。この地震の被害は、大田市、美郷町、川本町に発生している状況でしたので、3市町に状況確認と応援の必要の有無を確認を行っておりますが、結果としては県町村会からの依頼により大田市へ住家被害調査へ職員2名を2日間派遣をしております。

次に、梶山弘志地方創生担当大臣の行政視察について申し上げます。6月2日に梶山弘志地方創生担当大臣が邑智病院における地域医療の取り組み並びに邑南町の定住支援及びA級グルメの取り組みの視察のため、邑南町にお見えになりました。特に、大臣は、かねてより、過疎地にありながら小児科医・産婦人科医が常勤する公立邑智病

院について強い関心をお持ちであり、熱心に御視察頂きました。また、定住支援やA級グルメの取組につきましても、町内で起業したIターン者と親しく懇談されるなど、有意義な視察であったとご感想をいただいたところでございます。

次に、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年度も引き続き、取り組んで参ります。自主的・主体的で先導的な地方版総合戦略事業に要する費用に充てるため、平成28年度に創設された地方創生推進交付金については、地区別戦略実現事業等を実施いたします。

次に、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略における地区別戦略実現事業について申し上げます。地区別戦略については、12公民館エリア全てで計画に沿った事業が実施され、補助金限度額の3百万円を交付したのが11団体、残る1団体は必要額を交付しております。地域に根ざした特色ある人口減少対策である本事業も残すところ、あと二カ年となります。各地区には計画の進捗状況や成果に対する評価と、事業内容の再点検を求め、都市交流モデル事業へのチャレンジを含め、人口減少対策が着実に実施されるよう支援してまいります。

次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。本年度の入学生は86名でした。内町内中学校からの入学は58名で、卒業生81名の内71.6%が矢上高校に進学されたことになり、前年度に比べて11.1%の増となりました。また、ご心配を頂いた寄宿舎定員オーバーの問題ですが、下宿への転居や明溪寮の増設等に取り組み、新規入舎が可能な定員35名を確保いたしました。町内からの入学生が多かった事等から、結果として入舎希望者は26名でしたので、全員無事に入舎頂くことが出来ました。

次に、三江線代替交通の4月1日から4月30日までの1ヶ月間の利用状況について申し上げます。路線毎の運行日当たりの平均の利用人数は、備北交通作木線の、道の駅グリーンロード大和から三次中央病院までの系統が平均20.2人、伊賀和志上から三次工業団地までの系統は平均30.5人でした。町内路線の宇都井口羽線が平均1.3人、引城区域運行と江平上ヶ畑区域運行がそれぞれ1.5人と、大変厳しい利用状況でした。対策として、宇都井区自治会に対し、乗継パターンを示した資料配布、区域運行エリアには各戸訪問により利用促進等の啓発に努めております。6月には、6市町の代替交通全路線を対象に乗込み調査等の実施が予定されています。これらのデータは、今年中には協議開始となる、平成32年度からの修正計画の基礎データとなります。利用実績の向上に努める必要があります。

次に、三江線跡地活用状況について申し上げます。三江線跡地活用についてですが、作木口駅、江平駅周辺の4つの跡地については、4月11日西日本旅客鉄道株式会社米子支社長と無償譲渡契約を締結しました。5月14日に双方で現地確認を行い、5月23日付けで正式に受領いたしました。一方、口羽駅及び宇都井駅周辺の鉄道資産については、平成31年3月末まで延長された協議期間に一定の結論が出せるよう引き続き協議を進めております。また、この間三江線跡地活用を含む地域活性化策などの提言を頂いた江の川鐵道準備会が、5月29日にNPO法人江の川鐵道として法人登記を完了されました。これで一連のNPO法人設立手続きが全て完了しました。今後は、より透明性、信頼性、公益性の高い団体として、地域づくり活動を実践頂けるものと期待しております。

次に、羽須美振興推進室の取組みについて申し上げます。羽須美振興推進室では、この間の調査研究成果を踏まえ、関係人口を切り口に、眠っている地域資源の再活用を

図る、はすみ再生ふるさとリノベーションプロジェクトに取り組みます。具体には4月27日に事業採択通知を受けた、総務省の関係人口モデル事業を活用し、田舎イルミ、花桃祭り、三江線活用に関わって頂いた関係人口と地元住民の協働による持続可能な地域活動の確立を目指します。

次に、邑南町しごとづくりセンターについて申し上げます。邑南町しごとづくりセンターは、昨年12月18日から相談業務を開始しており、3月末までの平成29年度分の受け付け相談件数は165件で、そのうち1件が起業されております。また、今年度に入り5月末までの2か月間では62件の相談がありました。今後も商工会をはじめとした関係機関との連携を進め、支援体制の強化に努め、引き続き、町内事業者や町内で起業を目指す方が、何度でも利用していただけるよう努めてまいります。

次に、邑南町健康センター元気館運動施設の業務委託について申し上げます。平成30年4月1日から健康センター元気館運動施設の運営を医療法人徳祐会に業務委託いたしました。開館中には健康運動指導士または健康運動実践指導士が常駐し、利用者それぞれに応じた運動メニューを処方するなど、きめ細やかなサービスを提供されています。また、熱心な指導に加え、利用者が運動を継続できるように運動メニューを工夫されているため、トレーニング室の利用者は、昨年度同月よりも増加している状況です。今後とも町保健事業と連携を深めながら、町民のみなさんの健康づくりや介護予防のための取組みをより推進してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。財政運営の都道府県単位化などを柱とする平成30年度国保制度改革が4月1日に施行されました。これに伴い、市町村は、都道府県が市町村ごとに定めた国保事業費納付金を納めるため、被保険者から集める保険税や市町村分の公費を充てることとなります。平成30年度の当初予算編成にあたっては、国保税の税率改定は行わないこととし、財源不足が生じる場合は基金の取り崩しなどで対応する方針でございました。この度、昨年度の医療費や課税所得額の確定に伴い、本算定における保険税の試算を行いましたところ、医療費は対前年で減少しておりますので医療費推計も減少傾向にあり、国保税につきましても当初予算編成時の算出税額より若干減額の見込みでございます。今回の本算定につきましても、次年度の国保事業費納付金のことを考慮し引き続き医療費の動向を注視していき、国保税につきましても、当初予算編成時の方針同様に改めて税率改定を行わないことといたしました。本定例会には、人件費に関する部分のみの補正予算としておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、国保直営診療所事業について申し上げます。はじめに日貫診療所についてでございますが、公立邑智病院と委託契約を締結し、4月5日の診療日から新しい体制で運営しております。今までどおりの診療時間とし、引き続きかかりつけ医として安心して受診していただくことができると考えております。続いて、矢上地区の新診療所についてでございますが、天川クリニックが閉院することに伴い、平成30年度当初予算で調査設計委託料を計上しておりますが、場所につきましても、現在、町有地である旧矢上保育所跡地に新しい国保直営診療所を建設するよう基本計画案を策定したところでございます。新診療所の名称は、地区名から、邑南町国民健康保険直営矢上診療所と命名し、医療体制が確保できるよう、平成31年度から新しい施設での運営をめざし、今年度中の建設完了に向けまい進してまいりたいと存じます。併せて、医師及び診療所スタッフの募集も行います。なお、この国保直営矢上診療所の開設時期につきましても、特に医療の空白期間が生じないように配慮することが大事であり、島根県や関係諸機関にも協力をお願いしながら、天川クリニックの閉院後も引き続き

同じ建物で診療を継続できるよう、早期の開設に努めてまいります。また、薬につきましては、診療所で交付した処方箋を診療所以外の調剤薬局や保険薬局で調剤してもらう院外処方を考えております。つきましては、これから実施設計へ着手することとなりますが、実施設計ができ次第、建設工事費等の補正予算や条例改正について議会でお諮りしたいと考えておりますので、何卒御理解、御協力をお願い申し上げます。次に、教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。高齢者とだ あつし

叙勲についてですが、5月1日付で、羽須美地域口羽地区の戸田 淳 さんが瑞宝双光章を受章されました。これまでのご功績を讃えるとともに、心からお慶び申し上げます。

次に、はなまるさんすう教室について申し上げます。平成23年度より町内小学生の学力向上のため、地域の皆様方のボランティアにより、希望者を対象に、さんすう教室を実施してきました。これまでは、さんすう教室で使用する教材については、県の予算で出版社のプリント配布システムを活用していました。しかし、平成30年度より県のプリント配信システムの予算が打ち切られたため、継続して使用できる教材開発や学習プログラム開発についての受託研究契約を島根大学と結びました。今後は島みその

根大学教育学部御園准教授の協力を得ながら邑南町小学生の学力向上に努めていきます。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。まず、東京オリンピック・パラリンピックの取り組みについてです。5月7日に東京オリンピック・パラリンピックキャンプ招致実行委員会を開催し、平成30年度の活動方針、①教育プログラムの実施について、②東京パラリンピック大会への機運醸成について、③障がい理解、障がい者理解教育について、④ゴールボール競技の普及について、⑤フィンランド共和国との折衝について、以上5点について確認をいたしました。また、Road to Tokyo 2020、合宿招致イベントとして、5月18日に荻原健司さんをお招きして、夢をかたちに、オリンピック金メダルへの道のりと題しての特別講演会、併せて5月19日にノルディックウォーキングの体験会を実施しました。特に、講演会は島根県立矢上高等学校との協働により、会場を高等学校に設定し高校生全員及び町民の皆様、オリンピックからの熱いおもいを届けて頂き、2年あまりに迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けての機運を高めることができたのではないかと思います。また、同会場にて、荻原健司さんにスポーツアドバイザーの委嘱を行いました。今後についてですが、音で感じるフィンランド共和国をテーマに、おおなんフィンランドフェアを6月9日に矢上交流センターで開催いたします。フィンランド共和国ご出身で、ビオラ・ダ・ガンバ演奏者の方をお招きしての演奏会、地元中高校生吹奏楽部による演奏会を計画しています。併せて、このような東京オリンピック・パラリンピックの取り組みに加え、本町が目指しています共生社会の実現に向けてですが、町内の学校で展開頂きます教育プログラムの実施により、より確実に意識の醸成を図るよう努めます。また、フィンランド共和国ゴールボールチーム関係者の事前視察につきまして、交渉を積み重ねた結果、先日、本年10月に視察の連絡を頂きました。10月11日木曜日、本町入りで現在最終調整をしています。この機会を東京パラリンピック事前合宿招致に向けて絶好のチャンスとして捉え、万全な受入準備を進めてまいりたいと思います。

次に、平成29年度における各会計の決算見込みについてご報告いたします。各会計とも、この5月末日をもって平成29年度の出納閉鎖を行ったところでございます。

決算状況につきましては、すべての会計において不足を生じることなく決算ができる見込みでございますが、現段階では監査を受けておりませんので、現在把握しています数値を決算見込み額としてご報告申し上げます。まず、一般会計につきましては、歳入総額116億8,607万円、歳出総額114億2,453万円、歳入歳出差引額は2億6,154万円の黒字となる見込みですが、このうち繰越明許にかかる翌年度へ繰り越すべき財源5,220万2,000円が含まれております。また、特別会計につきましても、すべて黒字となる見込みでございます。が、国民健康保険事業会計が3,924万円、国民健康保険直営診療所事業会計が81万円、後期高齢者医療事業会計が647万円、下水道事業会計が1,238万円、電気通信事業会計が922万円となっております。次に、水道事業につきましては、事業収益3億9,964万円、事業費用4億6,915万円で、当年度欠損額は6,951万円となる見込みです。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。

以上、6月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、条例改正の専決処分の承認を求める件が2件、補正予算の専決処分の承認を求める件が5件、条例案2件、補正予算案4件、その他案3件、合せ16件としております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●山中議長(山中康樹) 以上で、町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●山中議長(山中康樹) 日程第4、報告事項。報告第3号、平成29年度邑南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第4号、専決処分の報告について。報告第5号、専決処分の報告について。報告第6号、専決処分の報告について。報告第7号、専決処分の報告について。報告第8号、専決処分の報告について。報告第9号、例月現金出納検査結果報告について。以上、7件の報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承ください。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 日程第5、先議といたしまして、議案第46号 工事請負契約の締結について。議案第47号、財産の取得について。を議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第46号の提案理由をご説明申し上げます。議案第46号、工事請負契約の締結についてでございますが、これは、平成30年度学校施設環境改善交付金事業、石見東小学校大規模改造2期工事にかかる工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。すでに、相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。詳細につきましては、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 洲濱学校教育課長。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議案第46号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。工事名は、平成30年度学校施設環境改善交付金事業、石見東小学校大規模改造(老朽)2期工事です。工事場所は、邑南町中野、石見東小学校内です。平成30年5月

25日に町内の6社により指名競争入札を実施しました結果、今井産業株式会社邑智支店、支店長、中村義郎氏が、予定価格税抜き9,003万1,000円に対しまして、税抜き8,800万円で落札され、消費税を加えました9,504万円の契約金額で同日に仮契約を締結したところでございます。なお、落札率は97.7%でした。工事概要は、2階及び1階の教室管理等、及び廊下の内部改修を実施します。特に避難路の確保のための廊下と職員室、校長室につきましては、夏休み中に工事を終えるよう計画しております。後期は、平成31年2月15日までとしております。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。

~~~~○~~~~

●山中議長(山中康樹) 議案第46号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第46号に対する質疑を終わります。

~~~~○~~~~

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第46号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第46号、工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第47号の提案理由をご説明申し上げます。議案第47号、財産の取得についてでございますが、これは、スクールバス1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 洲濱学校教育課長。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議案第47号、財産の取得についてご説明申し上げます。取得物品は、スクールバス出羽線車両1台です。取得の目的は、老朽化に伴う車両の更新です。現在運行している車両は、平成16年に購入した車両で走行距離は、今年の3月末で65万キロを超えており、エンジンの燃料ポンプ等が壊れるリスクが高まっております。また、走行する路線は冬季に凍結防止剤を散布することが多く、塩害による足回り、マフラーやステップ等の車体のサビがひどい状態です。特に車内の暖房をかける時に使うプレヒーターという部分が不調で、本格的に修繕をすれば約60万から70万程度かかる

ため、応急的な修繕をしながら冬季をしのいでいます。納車日程は、受注生産で生産する両替機能付きの自動両替式運賃箱や付属品オプションの生産に約5か月を要し、その後取り付け、外装マーキング、床下防錆塗装、登録手続きで約1か月を要します。本格的な寒い季節が来る前に納車を希望しております。5月9日に町内の9事業者を指名して指名競争入札を実施しましたが、応札は島根県農業協同組合島根おおち地区本部の1社のみであったため、指名競争入札を取りやめました。しかしながら、時間的に余裕が無いことと地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する、競争入札に付し入札者が無い時を適用し、入札参加意志のあった島根県農業協同組合島根おおち地区本部に対し、見積合わせを執行し、随意契約の手続を行いました。予定価格税抜き1,106万1,000円に對しまして、見積額税抜き1,008万3,365円、消費税を加えました1,089万344円の金額で5月10日に島根県農業協同組合島根おおち地区本部、常務理事本部長、日高光弘氏と仮契約を締結したところでございます。なお、落札率は91.16%でした。以上、財産の取得をしたいので地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める求めものでございます。よろしくお願ひいたします。

- 山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。

~~~~~○~~~~~

- 山中議長(山中康樹) 議案第47号に対する質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第47号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第47号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議案の上程、説明

- 山中議長(山中康樹) 日程第6、議案の上程、説明に入ります。議案第48号、専決処分の承認を求めることについて。議案第49号、専決処分の承認を求めることについて。議案第50号、専決処分の承認を求めることについて。議案第51号、専決処分の承認を求めることについて。議案第52号、専決処分の承認を求めることについて。議案第53号、専決処分の承認を求めることについて。議案第54号、専決処分の承認を求めることについて。議案第55号、邑南町税条例等の一部改正について。議案第56号、邑南町三江線跡地活用基金条例の制定について。議案第57号、財産の取得について。議案第58号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第1号について。議案第59号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について。議案第60号、平成30年度邑南町国民健康保険直

営診療所事業特別会計補正予算第1号について。議案第61号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について。以上、14議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

〜〜〇〜〜

○石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第48号から議案第49号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、担当課長から、説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○種税務課長(種文昭) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種税務課長。

○種税務課長(種文昭) 議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、このうち4月1日から施行されたものにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、主要な改正点について要旨をご説明いたします。新旧対照表1/25ページ、改正後をご覧ください。年当たりの割合の基礎となる日数、第20条は、第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。6/25ページ、改正後、法人の町民税の申告納付、第48条でございますが、7/25ページ第2項、第3項を追加しております。第2項は、内国法人が実質的に支配する外国関係会社に係る、外国子会社合算税制の適用を受ける場合に、外国子会社に課される法人税等の合計額のうち、内国法人に合算される所得に対応する部分の金額を、内国法人の法人税割額から控除する規定を新たに設けるものでございます。第3項は、特殊関係株主等である内国法人に係る、第2項と同様の規定を新たに設けるものでございます。9/25ページ、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第52条でございますが、10/25ページ改正後の第2項、第3項、11/25ページ第5項、12/25ページ第6項を追加するものでございます。10/25ページ改正後第2項でございますが、法人税に係る申告書による納付すべき税額の納付があった後に減額更正があり、修正申告書の提出があった場合には、延滞金の計算の基礎となる期間について、納付があった日から延長の特例の適用を受けた申告書の提出期限までの期間を控除する規定でございます。第3項は、法人税に係る申告書による納付すべき税額の納付があり、減額更正があった後に増額更正された場合、11/25ページ、第5項は、法人税に係る連結確定申告書を提出する義務がある連結法人で、申告書による納付すべき税額の納付があった後に減額更正があり、修正申告書の提出があった場合、12/25ページ、第6項は、連結確定申告の申告書による納付すべき税額の納付があり、減額更正があった後に増額更正された場合、それぞれ、延滞金の計算の基礎となる期間について、納付があった日から延長の特例の適用を受けた申告書の提出期限までの期間を控除する規定でございます。15/25ページ、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2は、改正前の第3項及び、16/25ページ改正前の第7項を削除し、改正後の第8項から第12項を追加するものでございます。15/25ページ、改正前の第3項は、土壤汚染対策法に規定される特定有害物質の排出抑制施設に係る固定資産税の課税

標準の特例措置でございますが、今回の法改正で特例措置の適用対象から除外されたことに伴い削除するものでございます。第7項は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定される業務用の冷蔵機器及び冷凍機器に係る特例措置でございますが、これは3年間の時限立法でございますので、期限到来により廃止するものでございます。改正後第8項から第12項につきましては、再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置について、その対象設備を追加するものでございます。第8項は、水力発電設備のうち出力が5,000kw以上のもので、課税標準を3分の2に軽減するものでございます。第9項は、地熱発電設備のうち出力が1,000kw未満のもので、課税標準を3分の2に軽減するものでございます。第10項は、バイオマス発電設備のうち出力が10,000kw以上20,000kw未満のもので、課税標準を3分の2に軽減するものでございます。第11項は、太陽光発電設備のうち出力が1,000キロ以上のもので、失礼しました1,000kw以上のもので、課税標準を4分の3に軽減するものでございます。第12項は、風力発電設備のうち出力が20kw未満のもので、課税標準を4分の3に軽減するものでございます。以上が、新旧対照表の説明でございます。改正文の附則をご覧ください。施行期日、第1条でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行すると規定しております。町民税に関する経過措置、第2条でございますが、この条例による改正後の邑南町税条例第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に、同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の、町民税に係る延滞金について適用するとしております。固定資産税に関する経過措置、第3条第1項でございますが、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までについては、なお従前の例によるとしております。第2項では、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された、地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による、改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとしております。第3項では、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された、旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとしております。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。よろしくお願いたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第49号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成30年3月31日付けで公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。下線部分が改正する箇所でございます。第2条第2項は、基礎課税額についての規定でございます。ただし書きのところで課税限度額を規定しておりますが、この限度額を54万円から4万円引き上げ58万円とする改正でございます。次に、第23条でございますが、国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減後の課税額についての規定でございます。第2条と同じく、基礎課税額の課税限度額を54万円から58万円に改正するものでございます。次に2ページ目をご覧ください。第2号は、5割軽減の軽減判定所得についての規定でございます。被保険者1人についての加算額を27万円から27万5,000円に引き上げる改正でございます。第3号は、2割軽減の軽減判定所得についての

規定でございます。被保険者1人についての加算額を49万円から50万円に引き上げる改正でございます。以上の改正につきましては、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、低所得者の保険税負担の軽減を図るものでございます。次、第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告についての規定でございます。申告書の提出の際、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる規定の整備の改正でございます。それでは、条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日は平成30年4月1日、適用区分は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

～～～○～～～

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第50から議案第54号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第50号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町一般会計補正予算第11号により、歳入歳出それぞれ9,361万8,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第51号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ5,121万7,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第52、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号により、歳入予算を組み替えることについて、専決処分したものでございます。次に、議案第53号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号により、歳入予算それぞれ364万7,000円を追加することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入予算を組み替えることについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第50号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,361万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を116億6,434万4,000円としたものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。第2条地方債の補正でございますが、6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。表の上の方から、ネットワーク構築事業債以下、事業費の最終見込み額により、それぞれ増減しております。6ページの下から5行目の現年発生農地補助災害復旧事業債以外は全て減額でございます。以上、変更分は合計で2,750万円減額の7億990万円、補正後の地方債総額は10億7,163万1,000円でございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。

ます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款町税でございますが、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税及び4項市町村たばこ税を収納実績に基づく最終見込額によりそれぞれ追加及び減額をしております。2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金及び5款株式譲渡所得割交付金につきましては、交付額の決定による補正でございます。6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税を追加しております。9款地方交付税は、特別交付税を316万3,000円の追加しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されるもので、3月20日に総務省において配分額が決定されたものです。10款交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の決定による減額でございます。11款分担金及び負担金1項分担金のうち2目総務費分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業の事業費確定に伴う分担金の減額でございます。同じく11款分担金及び負担金1項分担金の6目農林水産業費分担金1節農業費分担金は県事業の繰り越しに伴う分担金の減額でございます。11款分担金及び負担金2項負担金の2目民生費負担金は、養護老人ホーム利用者の所得階層変更による負担金の増による追加でございます。14ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金の2目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち、携帯電話等エリア整備事業補助金は先ほど分担金でも申し上げましたとおり事業費確定に伴う県補助金の減額でございます。同じく14款県支出金2項県補助金の6目農林水産業費県補助金2節林業費補助金のうち町行造林整備事業費補助金も事業費確定に伴う県補助金の減額でございます。16ページをお開きください。14款県支出金3項委託金の2目総務費委託金のうち2節徴税費委託金は、課税標準の増に伴う県民税徴収委託金の追加でございます。18ページをお開きください。同じく、14款県支出金3項委託金の8目土木費委託金のうち1節道路橋りょう費委託金のうち県歩道除雪委託金は、本年度より委託金の積算方法が変更となったための追加でございます。16款寄附金1項寄附金の1目一般寄附金でございますが、作曲家の故伊藤亘二氏に係る著作権収入31万4,000円の追加でございます。20ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金のうち1目財政調整基金繰入金につきましては、財源の確保ができましたので1,895万1,000円を減額としたものでございます。19款諸収入4項受託事業収入のうち1目普通建設事業受託事業収入は、事業費確定に伴い減額としたものです。22ページをお開きください。20款町債でございますが、先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたので説明は省略させていただきます。次に、歳出を説明させていただきます。26ページをお開きください。今回の補正につきましては、主に、国県支出金及び地方債などの対象事業の決算見込みに伴い、減額の、失礼しました財源の更正または事業費の減額補正を行ったものでございます。主なもののみ説明させていただきます。2款総務費1項総務管理費の6目企画費のうち012江の川下流域活性化事業推進基金管理費は基金利子の確定に伴う追加でございます。同じく、2款総務費1項総務管理費の11目情報政策費のうち005携帯電話等エリア整備事業費は事業費の確定に伴う減額でございます。28ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の2目社会福祉施設費でございますが、くるみ邑美園費指定管理料の運営費精算に伴う委託料の追加でございます。同じく、3款民生費1項社会福祉費の3目老人福祉費でございますが、生活支援ハウス指定管理者における利用料収入減による委託料の追加でございます。30ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費の3目児童福祉施設費は、いわみ西保育所空調設備事業費の事業費確定に伴う減額でございます。32ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費の5目農地費のうち014森実別所地区換地修正業務は、事業費の確定に伴う減額でございます。34ページをお開きください。6款農林水

産業費 2 項 林業費の 2 目 林業振興費は、0 0 1 森林総合・整備機構造林受託事業費及び 0 0 3 町行造林事業費の事業費確定に伴う減額でございます。3 6 ページをお開きください。7 款 商工費 1 項 商工費の 3 目 観光費のうち 0 1 5 温泉供給施設基金管理費でございますが、温泉使用料収入の増による基金積み立ての追加でございます。3 8 ページをご覧ください。9 款 消防費 1 項 消防費の 1 目 常備消防費でございますが、江津邑智消防組合の構成市町負担金の確定に伴う減額でございます。4 0 ページをお開きください。1 0 款 教育費 1 項 教育総務費の 2 目 事務局費のうち 0 0 1 事務局費（教育委員会）でございますが、歳入の寄附金でご説明いたしました故伊藤亘二氏に係る著作権収入を財源とする瑞穂小学校補助金でございます。以降、4 6 ページの 1 2 款 災害復旧費 2 項 公共土木災害復旧費まで事業費の確定に伴う財源更正及び事業費の減額でございます。以上、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~○~~~~

●**山中議長(山中康樹)** 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前 1 0 時 5 0 分とさせていただきます。

—— 午前 1 0 時 3 5 分 休憩 ——

—— 午前 1 0 時 5 0 分 再開 ——

~~~~○~~~~

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。

○**種町民課長(種由美)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 種町民課長。

○**種町民課長(種由美)** 議案第 5 1 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 2 9 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 6 号についてご説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 5, 1 2 1 万 7, 0 0 0 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 6, 6 6 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書 4 ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。4 款 国庫支出金につきましては、1 項の国庫負担金が療養給付費負担金などの交付決定に伴う補正で、合わせて 8 3 7 万 6, 0 0 0 円減額、続いて、2 項の国庫補助金につきましても財政調整交付金及び特別調整交付金の交付決定に伴い、8 8 2 万円減額でございます。6 ページをお開きください。5 款 県支出金でございますが、1 項の県負担金につきまして、高額医療費共同事業及び特定健診等の負担金の決定に伴い、1 8 4 万 9, 0 0 0 円の減額、2 項の県補助金につきましても、交付金確定に伴い 6 9 8 万 4, 0 0 0 円の減額補正でございます。続きまして、9 款 繰入金でございますが、1 項 基金繰入金を 2, 4 5 5 万 4, 0 0 0 円減額、これは基金取り崩し分の戻し入れでございます。2 項の他会計繰入金につきましても、助産費等繰入金分を 8 4 万円減額でございます。8 ページをお開きください。1 2 款 前期高齢者交付金は、確定に伴い 2 0 万 6, 0 0 0 円増額でございます。次に、1 0 ページをお開きください。歳出でございます。2 款 保険給付費でございますが、1 項 療養諸費につきまして、実績に基づき、4, 2 6 8 万円減額でございます。2 項 高額療養費につきましても同じく、実績により 7 4 0 万 3, 0 0 0 円の減額、次の 3 項、助産諸費につきましても 1 2 6 万円減額でございます。これは、出産育児一時金として、1 0 人分の予算に対し、7 人分の実績となったことによるものでございます。1 2 ページ、1 3 ページは、財源更正でございますので省略させていただきます。1 4 ページをお開きください。中程の 9 款 諸支出金の 3 項 繰出金につきましては、直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交

付金のうち、へき地直営診療所運営費分が12万6,000円増額になりましたので、同額を繰入金に計上しております。以上でございます。

続きまして、議案第52号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページ及び2ページをご覧ください。今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、2ページをお開きください。歳入の4款、繰入金でございますが、1目一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を12万6,000円減額しております。2目事業会計繰入金は、特別調整交付金に算入されました、へき地直営診療所運営費分の増額分12万6,000円を国保会計から繰入れております。以上でございます。

続きまして、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ364万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億7,992万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料合わせて、364万7,000円の増額でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金として364万7,000円増額でございます。以上、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第54号、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度下水道事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに歳入でございますが1款1項、分担金を29年度に予定しておりました新規の下水道加入が30年度の加入となったことにより20万円減額しております。6款2項、一般会計繰入金を、分担金の減額に伴う歳入の不足額を補うために20万円増額しております。6ページをお開きください。次に歳出でございますが、3款1項、下水道費、5款1項、公債費につきまして、いずれも財源の更正でございます。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~○~~~~

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第55号の提案理由をご説明申し上げます。議案第55号 邑南町税条例等の一部改正についてでございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴う改正でございます。詳細につきましては、税務課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○種税務課長(種文昭) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種税務課長。

○種税務課長(種文昭) 議案第55号、邑南町税条例等の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、原則4月1日から施行されたことに伴い、専決処分により一部改正したものを除き、改正しようとするものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、主要な改正点について要旨をご説明いたします。新旧対照表1/22ページをお開きください。まず第1条による改正邑南町税条例でございます。改正後案をご覧ください。町民税の納税義務者等、第23条第3項は、人格のない社団等について、第48条第10項から第12項に新たに規定する、電子申告義務化に係る規定は適用しないこととする改正でございます。個人の町民税の非課税の範囲、第24条第1項第2号は、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げる改正、2/22ページ第2項は、現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更し、均等割非課税の所得要件を10万円引き上げる改正でございます。所得控除、第34条の2第1項は、基礎控除の適用について、前年の合計所得金額が2,500万円以下であることの所得要件を設ける改正でございます。調整控除、第34条の6第1項は、調整控除の適用について、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者とする、所得要件を設ける改正でございます。3/22ページでございます。町民税の申告、第36条の2第1項につきましては、前年中において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合、申告書の提出を不要とする改正でございます。4/22ページでございます。法人の町民税の申告納付、第48条でございますが、第10項から第12項は追加でございます。資本金の額又は出資金の額が1億円を超える内国法人に対し、法人の町民税の申告について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用する方法による申告書の提出を義務付ける改正でございます。5/22ページ、第4節町たばこ税でございますが、製造たばこの区分、第92条を新たに追加し、製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を新たに設けております。現行の第92条を第92条の2とし、第93条の次に、製造たばことみなす場合、第93条の2を追加し、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを、製造たばことみなして町たばこ税の規定を適用し、製造たばこの区分は加熱式たばこすることを規定しております。6/22ページでございます。たばこ税の課税標準、第94条は、第3項を新たに追加しております。加熱式たばこの課税標準である紙巻たばこの本数への換算方法について、現行では、7/22ページ第1号に掲げる、1グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法により換算されておりますが、換算方法の見直しが行われ、第1号による方法に0.8を乗じて計算した本数、第2号の重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算する方法に0.2を乗じて計算した本数、及び第3号の小売価格を紙巻きたばこ1本の金額をもって紙巻きたばこ0.5本に換算する方法に0.2を乗じて計算した本数の、合計数をもって紙巻たばこの本数に換算することとした規定でございます。なお、第1号による換算方法から第2号及び第3号の合計数による新たな換算方法への移行は、5年間かけて段階的に行うこととしております。8/22ページ第5項、及び第7項から、9/22ページ第10項までを追加しております。第5項は、第3項第2号の計算方法についての規定、第7項は、第3項第3号の計算方法についての規定、第8項は、第7項の計算に関し、金額に1銭未満の端数がある場合、その端数を切り捨てることの規定、第9項は、第3項各号に掲げる方法により計算した紙巻たばこの本数に、1本未満の端数がある場合、その端数を切り捨てることの規定、第10項は、規則委任でございます。9/22ページでございます。たばこ税の税率、第95条でございますが、1,000本につき5,262円を5,692円に引き上げるものでございます。なお、税率

の引き上げに当たっては、3回に分けて段階的に実施することとしております。10/22 ページでございます。附則、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、第5条でございますが、所得割非課税の所得要件を10万円引き上げる改正でございます。法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2でございますが、第16項を追加し、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、認定先端設備等導入計画に従って取得した、先端設備等に対して課する固定資産税の課税標準を、新たに課することとなった年度から3年度分に限り、課税標準となるべき価格に乗じる割合をゼロとするものでございます。次に、12/22 ページでございます。第2条による改正邑南町税条例でございます。たばこ税の課税標準、第94条第3項でございますが、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、第1号による換算方法に乗ずる割合を0.8から0.6に、第2号及び第3号による新たな換算方法に乗ずる割合を0.2から0.4に、換算方法を段階的に移行するため改正するものでございます。次に、13/22 ページ第3条による改正邑南町税条例でございます。たばこ税の課税標準、第94条第3項でございますが、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、第1号による換算方法に乗ずる割合を0.6から0.4に、第2号及び第3号による新たな換算方法に乗ずる割合を0.4から0.6に改正するものでございます。たばこ税の税率、14/22 ページでございます。第95条でございますが、1,000本につき5,692円を6,122円に引き上げるものでございます。次に、15/22 ページでございます。第4条による改正邑南町税条例でございます。たばこ税の課税標準、第94条第3項でございますが、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、第1号による換算方法に乗ずる割合を0.4から0.2に、第2号及び第3号による新たな換算方法に乗ずる割合を0.6から0.8に改正するものでございます。16/22 ページでございます。たばこ税の税率、第95条でございますが、1,000本につき6,122円を6,552円に引き上げるものでございます。次に、17/22 ページでございます。第5条による改正邑南町税条例でございます。たばこ税の課税標準、第94条でございますが、第3項の加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、段階的移行の終了により、18/22 ページ第1号を削除し第2号及び第3号を1号ずつ繰り上げ、所要の規定の整備をする改正でございます。次に、20/22 ページでございます。第6条による改正邑南町税条例等の一部を改正する条例でございます。附則町たばこ税に関する経過措置、第5条でございますが、平成27年度改正において規定いたしました紙巻たばこ3級品に係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、同年9月30日まで適用を延長することとし、併せて経過措置の延長に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。以上が新旧対照表の説明でございます。改正文の附則をご覧ください。施行期日、第1条でございますが、第1項第1号では、第1条中、邑南町条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中、同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定、並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定、並びに第6条、並びに附則第3条及び第4条の規定は、施行日を平成30年10月1日としております。第2号では、第1条中、邑南町税条例第24条第2項の改正規定、(控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める部分に限る)及び同条例第36条の2第1項の改正規定、並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定、並びに次条第1項の規定は、施行日を平成31年1月1日としております。第3号では、第2条の規定は、施行日を平成31年10月1日としております。第4号では、第1条中、邑南町税条例第23条第1項、及び第3項、並びに第48条第1項の改正規定、並びに同条に3項を加える改正規定、並びに次条第3項の規定は、施行日を平成32年4月1日としており

ます。第5号では、第3条、並びに附則第5条及び第6条の規定は、施行日を平成32年10月1日としております。第6号では、第1条中、邑南町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定、(第2号に掲げる改正規定を除く)、並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定、並びに同条例附則第5条の改正規定、並びに次条第2項の規定は、施行日を平成33年1月1日としております。第7号では、第4条、並びに附則第7条及び第8条の規定は、施行日を平成33年10月1日としております。次のページでございます。第8号では、第5条の規定は、施行日を平成34年10月1日としております。第9号では、第1条中、邑南町税条例附則第10条の2に第16項を加える改正規定は、施行日をこの条例の公布の日又は生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日としております。町民税に関する経過措置、第2条でございますが、第1項では、前条第2号に掲げる規定による改正後の邑南町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分について適用し、平成30年度分までについては、なお従前の例によるとしております。第2項は、前条第6号に掲げる規定による改正後の邑南町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分について適用し、平成32年度分までについては、なお従前の例によるとしております。第3項は、邑南町税条例第23条第1項、及び第3項、並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税、及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分については、なお従前の例によるとしております。町たばこ税に関する経過措置、第3条でございますが、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるとしております。手持品課税に係る町たばこ税、第4条第1項でございますが、平成30年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを、同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、同日に売り渡したものとみなして町たばこ税を課することとし、次のページ中段でございますが、課税標準は売り渡したものとみなされる製造たばこの本数、税率は1,000本につき430円とするものでございます。2ページめくっていただきまして、町たばこ税に関する経過措置、第5条でございますが、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるとしております。手持品課税に係る町たばこ税、第6条でございますが、平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合における、町たばこ税の課税についての規定でございます。2ページめくっていただきまして、町たばこ税に関する経過措置、第7条でございますが、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によるとしております。手持品課税に係る町たばこ税、第8条でございますが、平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合における、町たばこ税の課税についての規定でございます。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

~~~~○~~~~

○石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第56号の提案理由をご説明申し上げます。議案第56号、邑南町三江線跡地活用基金条例の制定についてでございますが、これは、三江線跡地を活用

して道路改良、住環境維持及び地域振興のための基金条例の制定でございます。詳細につきましては、定住促進課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議案第56号、邑南町三江線跡地活用基金条例の制定についてご説明申し上げます。1ページめくって頂きまして条例文をご覧ください。この基金の設置目的ですが第1条に規定しております。三江線の鉄道跡地の活用等に要する経費の財源に充てるために設置するものです。第2条は、積立てに関する規定でございます。基金として積み立てる額は、当年度予算に定めた額としております。第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では委任について規定しております。附則でございますが、施行期日は公布の日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~○~~~~

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第57号の提案理由をご説明申し上げます。議案第57号、財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付積載車1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) 議案第57号、財産の取得について、ご説明いたします。これは、邑南町消防団第10分団第1部の小型動力ポンプ付積載車につきまして、更新時期を迎えたため更新するものでございます。取得物品は小型動力ポンプ付積載車、数量は1台、取得の目的は老朽化に伴う消火活動用の小型動力ポンプ付積載車の再整備、取得の方法は指名競争入札、取得金額は1, 250万6, 400円、取得の相手先は島根県邑智郡川本町大字因原519番地3、株式会社スエヒロ島根営業所、所長、寺本裕二氏でございます。なお、5月25日に指名競争入札を行い、同日付で仮契約を締結しておりますのでよろしくお願ひいたします。以上、財産の取得をしたいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~○~~~~

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第58号から第61号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第58号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1億818万9,000円を追加するものでございます。議案第59号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ328万9,000円を追加するものでございます。議案第60号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ52万3,000円を追加するものでございます。議案第61号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ987万6,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第58号、平成30年度一般会計補正予算第1号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億818万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を115億5,618万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。以下、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正がございます。5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正でございます。追加分で、平成29年度に発生いたしました雪害対策にかかる島根県農業信用基金協会の貸付金に対する損失補償金の債務を平成31年度から平成48年度まで、代位弁済額の6分相当額を限度額として設定するものです。6ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。追加分の林地崩壊防止事業債につきましては、事業の新規着手による追加でございます。以上、追加分は合計で390万円、補正後の地方債総額は13億7,795万8,000円でございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。11款分担金及び負担金1項分担金でございますが、6目農林水産業費分担金のうち1節農業費分担金は、平成29年度に事業を実施しました農業基盤整備促進事業の分担金を追加とするものでございます。同じく、6目農林水産業費分担金のうち2節林業費分担金は、瑞穂地域で発生しました住宅裏山の崖崩れについて、林地崩壊防止事業の分担金を追加とするものです。13款国庫支出金3項委託金でございますが、2目総務費委託金1節総務管理費委託金の関係人口創出事業モデル事業費委託金は、地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域へのヒト・情報の流れを創出するため、関係人口創出事業などに取り組む地方公共団体を支援するための委託金でございます。14款県支出金2項県補助金でございますが、6目農林水産業費県補助金のうち1節農業費補助金の畜産クラスター事業補助金は、当初予算に計上しております県補助金の追加配分によるものでございます。同じく、6目農林水産業費県補助金のうち2節林業費補助金の林地崩壊防止事業補助金は、先ほど11款分担金及び負担金でご説明申しあげた林地崩壊防止事業の補助金でございます。6ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金の、1目財政調整基金繰入金でございますが、今回3,829万3,000円の繰入を追加とするものでございます。8ページをお開きください。19款諸収入5項雑入でございますが、2目雑入4節他団体補助金の三江線鉄道資産譲渡協力金は、西日本旅客鉄道株式会社からの三江線鉄道資産譲渡協力金でございます。20款町債1項町債でございますが、先ほど地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

10ページをお開きください。続いて歳出でございますが、今回の補正は4月1日付け人事異動に伴う人件費の組み換え並びに任期付短時間勤務職員の賃金の改定、一時金の支給及び社会保険料の補正が主なものでございます。職員の人件費につきましては、総額で1,225万5,000円の追加でございます。給料が378万1,000円の減額、職員手当が1,304万8,000円の追加、共済費が298万8,000円の追加となっております。臨時職員の賃金につきましては、974万4,000円の追加、社会保険料につきましては196万4,000円の追加となっております。以下、人件費補正及び任期付短時間勤務職員の賃金改定関係以外のものについてご説明申し上げます。2款総務費1項

総務管理費のうち5目財産管理費の011旧三江線資産管理費は、西日本旅客鉄道株式会社からの三江線鉄道資産譲渡協力金を原資とした基金からの繰入金を財源とし、三江線跡地の管理業務をおこなうものでございます。同じく、2款総務費1項総務管理費の6目企画費019羽須美振興推進費のうち03関係人口創出事業モデル事業費は、歳入でも申しあげました関係人口創出事業でございます。同じく、019羽須美振興推進費のうち04ふるさとリノベーター事業費は、地域おこし協力隊のマンパワーにより、羽須美地域に眠る地域資源を再活用する事業でございます。12ページをお開きください。同じく、2款総務費1項総務管理費の12目生活交通確保対策事業費022三江線跡地活用基金管理費は、西日本旅客鉄道株式会社からの三江線鉄道資産譲渡協力金を事業の財源とするため基金へ積み立てるものです。14ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費001社会福祉総務費のうち07邑智郡総合事務組合負担金（情報システム課）は、福祉総合システム改修の負担金でございます。20ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費の4目畜産業費008畜産クラスター事業費は、歳入でも申しあげました畜産クラスター事業補助金の追加交付による事業費補正でございます。6款農林水産業費2項林業費のうち5目治山費の001林地崩壊防止事業費は、歳入でも申しあげましたが、瑞穂地域田所地区で発生しました住宅裏山の崖崩れを、林地崩壊防止事業として復旧するものです。26ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費の2目事務局費のうち004外国語指導助手費は、外国語指導助手の交代に伴う減額及び追加でございます。同じく2目事務局費の026複式教育推進指定校事業は、複式教育の充実を図るために、効率的な学年別指導のあり方を研究するとともに、その成果の普及を図り、教員の指導力向上に資することを目的とする島根県からの新規の委託事業でございます。28ページをお開きください。10款教育費2項小学校費のうち2目教育振興費の007地域医療教育推進事業費（小学校）は、島根県の地域医療の現状及び課題について学び、ふるさとの将来に果たすべき役割を考えることにより、児童生徒が医師、看護師または薬剤師等の医療従事者を目指す契機とすることを目的とする県の補助事業で小学校8校分を計上しております。10款教育費3項中学校費の2目教育振興費のうち007地域医療教育推進事業費（中学校）も小学校費と同じ内容の事業で、こちらは中学校3校分を計上しております。同じく、2目教育振興費のうち009邑南町地域指導者活用事業費は、中学校の部活動において地域指導者の方々を活用する事業で、平成29年度までは島根県が実施をしておりましたが、平成30年度からは島根県の補助を受けて市町村が事業の実施主体となったものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第59号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ328万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億428万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。このたびの補正は、職員の人事異動に伴います職員給与費等の増額に伴うものでございます。9款の繰入金でございますが、2項の他会計繰入金を328万9,000円増額でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款の総務費、1項総務管理費につきまして、328万9,000円増額しております。以上でございます。

続きまして、議案第60号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ52万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,552万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。4款繰入金、2項の他会計繰入金でございますが、阿須那診療所運営費補てん分として、52万3,000円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費でございますが、職員給与費及び任期付短時間勤務職員の賃金の改定分などとして、52万3,000円増額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○川中水道課長(川中栄二) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 川中 水道課長。

○川中水道課長(川中栄二) 議案第61号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ987万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億2,387万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに歳入でございますが、6款繰入金、一般会計繰入金を987万6,000円増額しております。6ページをお開きください。次に、歳出を説明させていただきます。1款衛生費、生活排水処理事業一般管理費の職員給与費を32万1,000円増額。2款農林水産業費、農業集落排水事業一般管理費の職員給与費を845万4,000円増額。3款土木費、下水道事業一般管理費の職員給与費を110万1,000円増額し、合計987万6,000円の増額でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、執行部の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 陳情文書表

●山中議長(山中康樹) 日程第7、陳情文書表を議題といたします。本定例会までに受理した陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりでございます。陳情第1号、陳情第2号につきましては、総務教民常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議がございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、陳情第2号につきましては、総務教民常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前11時40分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員